褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十月三十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

三木谷浩史　川原　悌吉　朝倉　英雄
櫻井　鉄平　野澤　久人　前田　敦子
栗林　久雄　大内　キン　土屋　頼良
椎野　高雄　末木美喜子　岩見　久子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十月三十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

本陣　靖司　髙垣　義光　辻本　泰子
青木　清高　井口加代子　稲葉　妙子
吉田　鶴年　森山　昭雄

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

鶴田　光雄　小林　清春　黒田　耕作
古賀常次郎　平野　京子　佐々木　豊
河野　榮　佐々木　正登　内田　吉泰
富樫　愛　加藤美代三　清三榮一郎
棚橋左知子　木下　盛好　仲田　洋一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十月三十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

伊藤　彬　長岡今朝吉　中村ヤイ子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

パナソニック株式会社
株式会社織田幸鋼器
オーエスジー株式会社
長岡建設株式会社
太平洋セメント株式会社
田中産業株式会社
能美防災株式会社
斜里第一漁業協同組合
株式会社カクタ
日本板硝子株式会社
ヤマハ発動機株式会社
荏原会

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故今間一惠遺族　今間　達二

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十一年十月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故青木八重子遺族　青木　和助

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月九日カンボジア国の独立記念日につき、同月六日同国国王陛下に御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の五の規定に基づき、国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十一月十日

国地方係争処理委員会

国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則の一部を改正する規則

国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則の一部を次のように改正する。

第十二条中「委員会が公開しないことを相当と認める場合に限り公開する。」を「公開する。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。」に改める。

附　則

この規則は、平成二十一年十一月十日から施行する。

四国地方整備局公示

電線共同溝等の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年11月10日

四国地方整備局長　足立　敏之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	33号	高知市旭町1丁目字観音堂120番から同市旭町1丁目字南中須賀112番10までの上り線

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、公立学校共済組合職員労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成21年11月13日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（山形県、東京都、岐阜県、広島県及び愛媛県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成21年11月10日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表

山形県	公立学校共済組合東北中央病院
東京都	公立学校共済組合関東中央病院
岐阜県	公立学校共済組合東海中央病院
広島県	公立学校共済組合中国中央病院
愛媛県	公立学校共済組合四国中央病院

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局非鉄金属製造業最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年11月10日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第4号中「1時間808円」を「1時間810円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年11月10日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第4号中「1時間811円」を「1時間814円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年11月10日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第4号中「1時間823円」を「1時間825円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年11月10日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第4号中「1時間820円」を「1時間822円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年11月10日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第4号中「1時間784円」を「1時間785円」に改める。